

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和8(2026)年2月10日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【警務部議題】

##### ○ 岩手県警察・警察署再編整備計画案に関するパブリックコメント等の実施について

警察本部から、「パブリックコメントは、宮古警察署及び岩泉警察署の統合並びに釜石警察署及び遠野警察署の統合の2計画案について行うものであり、2月13日から3月13日までの約1か月間を予定している。意見の募集は郵便又は電子メールで行い、併せて、2月下旬から住民説明会を行う予定である。パブリックコメントや住民説明会で寄せられた意見については、集約状況のほか、意見に基づき修正した箇所等があれば随時報告することとしたい。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「住民説明会やパブリックコメントで寄せられる意見に対しては、指針等を丁寧に説明し、県民の理解を得ていただきたい。」

##### ○ 紫波警察署等庁舎整備事業の概要について

警察本部から、「本事業は、現在の紫波警察署庁舎及び交通機動隊本隊庁舎がいずれも築後50年以上経過し、老朽・狭隘化が著しいことのほか、公訴時効の撤廃等に伴い、証拠品を長期間一括管理する専用の施設が必要であることを踏まえ、現在の紫波署の敷地内に一体整備するものである。現在、同敷地内に立地する職員宿舎等の解体工事中であり、県議会の議決を経て本年度から建設工事を開始し、紫波署庁舎は令和9年度中に、交通機動隊本隊庁舎は令和10年度中に運用を開始する予定である。施設の概要であるが、敷地面積は約8,233平方メートルで、庁舎は鉄筋コンクリート4階建て、延床面積は約2,775平方メートルとなり、現在の紫波署と交通機動隊庁舎を合わせた延床面積の約1.7倍となる予定である。総事業費は、令和5年度事業着手から令和12年度の交通機動隊庁舎解体までの総計で34億6,200万円を見込んでいる。次に、『建築・電気設備工事の契約に関する県議会への議案提案』であるが、関連工事のうち、建築工事及び電気設備工事は予定価格が5億円を超えるため、請負契約の締結には県議会の承認が必要となることから、来る県議会2月定例会に提案する予定である。これまでの入札状況であるが、令和8年1月6日の開札の結果、いずれも落札業者が決定し、2工事とも仮契約に係る知事決裁を受けている。今後、県議会の審議、議決を経て本契約を締結し、順調に進めば本年3月中には着工となる。両工事以外の機械設備工事については、予定価格が5億円に満たないため議会の議決は要せず、3月上旬に入札を行い、中旬から下旬にかけて契約・着工を予定している。」旨の報告があった。

## ○ 令和7年度会計監査の実施結果について

警察本部から、「令和7年度の会計監査は、『岩手県警察会計事務の監査に関する訓令』に基づき、特に、収入・支出事務及び捜査費の執行について、予算の趣旨に沿い、かつ正確性等の観点から適正に執行されているか否かの点検・確認、併せて、一般通達『会計経理に絡む非違事案防止の絶無について』に示す『予算執行状況等の確実な把握』、『会計監査等における指摘等の確実な検証』など非違事案防止のための『7つの柱』の推進状況について点検・確認した。監査は、実施者である警察本部長が花巻警察署の監査を行い、その他の所属は警務部参事兼会計課長又は同課指導監査室長を指名して実施した。結果はおおむね良好であったが、一所属において留意改善を要する指摘事項が認められたことから、対策を講じ未然防止を図っている。」旨の報告があった。

## 【刑事部議題】

### ○ 鑑識技術研究会の開催結果について

警察本部から、「鑑識技術研究会は、鑑識技術の研究及び鑑識資機材の開発・改善を目的として、長年にわたり隔年で開催されているもので、過去には、文部科学大臣表彰を受賞した作品も出品されている。本年は、令和8年1月15日に盛岡東警察署で開催され、総数41点の作品が出品された。これまでの審査は、審査員が展示された作品と説明文を読むで行う展示審査形式を採用していたが、出品者から直接説明を受けることで作品をより正しく評価できること、今日の捜査環境においては、自分の言葉で説明・説得し、相手に納得してもらう『伝える力』が必要とされていること等を理由として、今回から、パワーポイント等を活用し審査員に説明するプレゼンテーション形式を採用した。一次審査を通過した7点について、本部長以下14名の審査員で審査を行った結果、鑑識課事務職員2名による『簡易スマホ撮影台』を最優秀賞に選出したほか、優秀賞、優良賞各1点を選出、入賞者にそれぞれ表彰状を授与した。開催後、参加者から、『自分のアピールしたい部分を審査員に直接見てもらえた』、『今後の活動に対する視野が広がる良い機会になった』等の感想が聞かれた。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「『必要は発明の母』と言うが、現場に携わる職員自身が工夫、改善を考える姿勢は大切である。プレゼンテーション形式を取り入れたことも、発案者の考えや思いを伝えられるという点から、非常に良いことだと思う。」

## 【交通部議題】

### ○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、「改正の趣旨であるが、昨年12月15日から『警察行政手続オンライン化システム』が運用されているところ、この細則に規定される申請内容・様式について、システムに規定する申請内容・様式に整合させるなど所要の整備を行うものである。主要な改正点は3点であり、1点目『申請書等様式の改正』は、従前、都道府県公安委員会規則等により個別に規定されていた申請様式等について、システムの運用開始に伴い全国で統一されたことを受け、これに則した内容に変更するものである。2点目『駐車許可証取扱いの規定』は、これまで紙媒体であった駐車許可証について、タブレット等の電子機器に表示させることも可とした上で、許可を他人に不正使用させる目的でのデータの複製禁止、

許可が不要となった際のデータ廃棄等を規定するものである。3点目『安全運転管理者証等交付に関する規定及び様式の削除』は、当県ではこれまで警察本部で安全運転管理者証等を作成し管理者に交付していたところ、東北管区内の他県では昨年3月までに当該手続きを廃止していることから、手続きの合理化を図るため当県も廃止するものである。施行期日は県報掲載日の2月17日とする。」旨の説明があり、決裁した。

#### ○ 専決事務処理状況（令和7年10月～12月）について

警察本部から、「令和7年10月から12月の専決事務処理状況について、増減が大きい主な項目を報告する。交通企画課関係は、課長専決『安全運転管理者等に関する届出受理』のうち、交替・変更が前年同期比53件減の159件であった。要因は、令和4年4月施行の改正道路交通法施行規則で安全運転管理者によるアルコールチェックが義務化されたことに伴い、令和4年4月以降、安全運転管理者等に関する届出受理が一時的に増加していたものが、規則改正前と同程度に戻ったものである。交通規制課関係は、部長専決『道路標識・標示の設置』のうち、横断歩道が前年同期比7件増の7件であった。要因は、国道4号水沢東バイパス建設工事のほか、交差点改良に伴う横断歩道の意思決定の変更等によるものである。運転免許課関係は、課長専決『運転免許試験の実施』の受験者が前年同期比229人減の3,641人であった。要因は、普通免許の学科試験の合格率が上がり受験回数が増えたものである。また、『更新時講習』の受講者について、令和7年は5年周期で件数が多い年になると見込まれているにもかかわらず、前年同期比3,599人減の4万3,595人となったが、この要因としては、運転免許人口が12月末現在で前年同期比7,000人余の減となっており、免許保有者の県外流出等が考えられる。」旨の報告があった。

#### ■ 個別会議

##### ○ 情報管理課

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づき公安委員会が別に定める事項についての説明

##### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

##### ○ 交通規制課

第201回岩手県都市計画審議会への出席結果についての説明、決裁

##### ○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による文書警告実施についての報告

##### ○ 監察課

国家賠償請求訴訟に係る敗訴対策についての報告

監察課業務報告

##### ○ 総務課

公安委員会あて苦情に係る調査結果及び処理結果の通知等についての説明、決裁